

# Hiroshima NOW

2

2025

にほんご  
やさしい日本語 No. 34

ぜい しんこく ひと  
税の申告をする ひつようがある人へ  
がつ にち げつようび ぜい しんこく  
3月17日（月曜日）までに 税の申告をしてください

「ひろしま市民と市政」1月15日号

2月17日（月曜日）から 3月17日（月曜日）は 税の申告をする「確定申告」の期間です。

所得税※1は 前の年の所得※2で 払う税金の金額がきまります。

市民税・県民税は 前の年の所得をもとにして つぎの年に払う 金額がきまります。

今回の確定申告をすると 令和6年（2024年）1月1日から 12月31日までに もらった所得に対する 所得税などの金額が きまります。

また この所得をもとにして 令和7年度（2025年4月1日から 2026年3月31日）の 市民税・県民税の金額が きまります。

※1 「所得税」とは 所得があった人が 国にはらう税金のことです。

※2 「所得」とは 給料などで 自分に入ったお金のことです



## 1. いつまでに 税の申告をしますか？

- 所得税および復興特別所得税、市・県民税、贈与税は、

3月17日（月曜日）までです。

- 個人事業者の消費税・地方消費税は、

3月31日（月曜日）までです。

☞ 税の申告をするひつようがある人が 自分の国に帰るときは 日本を出る前に 税の申告をしてください。

## 2. だれが 税の申告をしますか？

医療費控除※3や 社会保険料控除※4などを受けて 所得税の還付※5がある人は 確定申告をしてください。

あなたが 税の申告をする ひつようがあるか ひつようがないか わからないときは 下の「4. 税の申告のことを相談したいとき、申告書を出したいとき」に 書いてある相談窓口で 相談してください。

※3 「医療費控除」とは、1月1日から12月31日までの1年のあいだに、あなたがあなたのためまたはあなたの家族のために払った医療費をきめられた金額よりたくさん払ったとき税金の一部がもどってくることです。

※4 「社会保険料控除」とは、あなたがあなたの社会保険料を払ったときまたはあなたの配偶者<=夫や妻>やほかの家族の人が払わなくてはならない社会保険料をあなたが払ったとき所得税の金額がきめられた金額より少なくなることです。

★「社会保険料」とは国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険などに払うお金のことです。

※5 「還付」とは、払いすぎたお金がもどってくることです。

㊦ 災害で被害を受けたり、税金を払うことがむずかしくなったりしたとき減免※6や猶予※7を受けられます。くわしいことは市税事務所市民税係または税務室に相談してください。

※6 「減免」とは払う税金が少なくなったり払わなくてよくなったりすることです。

※7 「猶予」とは税金を払う日を待ってもらうことです。

### 3. どうやって「申告書」<=税を申告するための書類>をつくれますか？

(1) どこで申告書をもることが出来ますか？

- 所得税の確定申告書などは国税庁のホームページからダウンロードすることができます。または税務署などでもらうことができます。
- 市民税・県民税の申告書は広島市役所のホームページからダウンロードすることができます。または市税事務所市民税係・税務室でももらうことができます。

(2) 申告するために何がいらしますか？

税の申告をするためにひつような書類は人によってちがいます。くわしいことは国税庁や広島市役所のホームページを見てください。またはあなたが住んでいるところの税務署や市税事務所・税務室に聞いてください。

★ 申告書にはマイナンバーを書かなくてははいけません。そのためつぎの①または②のどちらかがひつようです。①のマイナンバーカードを持っていない人は②のものがひつようです。

① マイナンバーカード

② 「通知カード※」などマイナンバーがわかるもの。またあなたのことがわかるもの（在留カード、運転免許証、国民健康保険証などです。）を見せるか、コピーを申告書といっしょに出してください。

※ 「通知カード」はカードに書いてある名前と住所などが住民票と同じとさだけ使うことができます。

(3) 確定申告の申告書は国税庁のホームページでもつくることができます。（「e-Tax」といいます。）

スマートフォンやパソコンで確定申告の申告書をつくって、e-Taxで送ることができます。e-Taxをつかうと家などから税の申告の手続きをすることができます。

e-Tax は 3月17日まで 24時間いつでも つかうことができます。つくったデータをのこしておけば つぎの年も そのデータを つかうことができます。

e-Tax のくわしいことは、国税庁のホームページを見てください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm> (日本語)



(4) 市民税・県民税の 申告書は 広島市役所のホームページで つくることができます。

前の年の 所得の金額などを 入力して 市民税・県民税の申告書をつくらることができます。

市民税・県民税の申告書をつくら人は 市税事務所市民税係・税務室に ゆうびんで送る

か、または 市税事務所市民税係・税務室の窓口で 出すことができます。インターネットや電子メールをつかって 申告書を出すことはできません。

※ 所得税の申告書は 広島市役所のホームページでは つくることができません。

#### 4. 税の申告のことを相談したいとき、申告書を出したいとき

##### 所得税、贈与税、消費税・地方消費税の申告をする

あなたが住んでいるところの 税務署に申告書を出します。

しかし、広島東、広島南、広島西、広島北、廿日市、海田エリアに住んでいる人は 2月17日から 3月17日までのあいだに 「合同申告会場」で 税の申告をしてください。「合同申告会場」のくわしいことは 下を見てください。

※ 廿日市税務署のエリアに住んでいる人は 廿日市税務署でも 税の申告をすることができます。海田税務署のエリアに住んでいる人は 海田税務署でも 税の申告をすることができます。

##### 【広島東、広島南、広島西、広島北、廿日市、海田税務署の 合同申告会場】

ど こ：「NTT クレドホール」基町クレド（中区基町6-78 パセーラ11階）

い つ：2025年2月17日（月曜日）から 3月17日（月曜日）まで

じかん：▶申告書を出す：午前8時30分から 午後4時まで

▶申告のことを 相談する：午前9時から 午後5時まで

休 み：土曜日、日曜日、祝・休日（日本の 休みの日）

※ 広島東、広島南、広島西、広島北の税務署に 税の申告をする人だけ 3月2日（日曜日）に 申告の相談と 申告書を出すことができます。

※ 合同申告会場では スマートフォンで 申告書をつくる お手伝いもします。

★ 合同申告会場に入るためには 「入場整理券」<=会場に入るための チケット>が

いります

入場整理券は その日に 会場でごばります。また 会場へ行く前に LINE（ライン）をつかって オンラインで 入場整理券をもらうこともできます。

入場整理券には あなたが 会場に入ることができる時間が 書いてあります。

入場整理券をたくさんくばって なくなったりした日は ほかの日に来てくださいと お願いすることもあります。

※ あなたが <sup>ぜいむしよ</sup> どの税務署に <sup>しんこくしよ</sup> 申告書などを出すか、<sup>だ</sup> 会場に行くまえに <sup>かいじょう</sup> オンラインで <sup>い</sup> 入場  
を <sup>ほうほう</sup> もらう方法などのことは <sup>こくぜいちよう</sup> 国税庁のホームページを <sup>み</sup> 見てください。または <sup>ぜいむしよ</sup> 税務署に <sup>と</sup> 問いあ  
わせてください。

<https://www.nta.go.jp/index.htm> (にほんご)



**と 問いあわせ：税務署**

ぜいむしよ 税務署	Tel.	ぜいむしよ 税務署	Tel.
ひろしまひがし 広島東	082-227-1155	はつかいち 廿日市	0829-32-1217
ひろしまみなみ 広島南	082-253-3281	かいた 海田	082-823-2131
ひろしまにし 広島西	082-234-3110	よしだ 吉田	0826-42-0008
ひろしまきた 広島北	082-814-2111		

**し けんみんぜい しんこく  
市・県民税の申告をする**

- 申告書を出すところ：  
あなたが住んでいる区 <sup>しぜいじむしよしみんぜいかかり</sup> 市税事務所市民税係・税務室に <sup>ぜいむしつ</sup> 申告書を出します。
- 申告のことを相談するところ：  
区役所や <sup>こうみんかん</sup> 公民館などで <sup>しんこく</sup> 申告のことを相談できます。いつ、どこで相談できるかを <sup>し</sup> 知りたいときは <sup>ひろしましやくしよ</sup> 広島市役所のホームページを <sup>み</sup> 見てください。

**と 問いあわせ：**

<sup>しぜいじむしよしみんぜいかかり</sup> 市税事務所市民税係 ※ <sup>どようび</sup> 土曜日、<sup>にちようび</sup> 日曜日、<sup>しゆく</sup> 祝・<sup>きゆうじつ</sup> 休日（日本の <sup>にほん</sup> 休みの日）は <sup>やす</sup> 休みです。

しぜいじむしよ 市税事務所	たんとう 担当している区	かかり 係	Tel.
ちゆうおう 中央 (中区役所内)	なかく 中区	だいちしみんぜいかかり 第一市民税係	082-504-2564
	みなみく 南区	だいにしみんぜいかかり 第二市民税係	082-504-2751
とうぶ 東部 (東区役所内)	ひがしく 東区	しみんぜいかかり 市民税係	082-568-7719
	あきく 安芸区		
せいぶ 西部 (西区役所内)	にしく 西区	だいちしみんぜいかかり 第一市民税係	082-532-0942
	さえきく 佐伯区	だいにしみんぜいかかり 第二市民税係	082-532-1012
ほくぶ 北部 (安佐南区役所内)	あさみなみく 安佐南区	だいちしみんぜいかかり 第一市民税係	082-831-4935
	あさきたく 安佐北区	だいにしみんぜいかかり 第二市民税係	082-831-5016

<sup>ぜいむしつ</sup> 税務室 ※ <sup>どようび</sup> 土曜日、<sup>にちようび</sup> 日曜日、<sup>しゆく</sup> 祝・<sup>きゆうじつ</sup> 休日（日本の <sup>にほん</sup> 休みの日）は <sup>やす</sup> 休みです。

ぜいむしつ 税務室	Tel.
みなみ 南（南区役所）	082-250-8946
あき 安芸（安芸区役所）	082-821-4913
さえき 佐伯（佐伯区役所）	082-943-9716
あさきた 安佐北（安佐北区役所）	082-819-3913